

## 第42回国民文化祭及び第27回全国障害者芸術・文化祭の 令和9年度の開催地が東京都に決定しました

この度、令和9年度の「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」が、東京都で開催されることが決定しましたので、お知らせします(主催:文化庁及び厚生労働省、共催:東京都)。

### 1 「国民文化祭」の概要

国民文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典で、昭和61年度から開催されています。各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するものです。

### 2 「全国障害者芸術・文化祭」の概要

障害者の芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、平成13年度から開催されています。平成29年度からは、「国民文化祭」と一体的に開催されています。

### 3 東京都での開催について

#### ○「第42回国民文化祭」「第27回全国障害者芸術・文化祭」

主催:文化庁、厚生労働省 共催:東京都

開催時期:令和9年 秋

国民文化祭は、昭和61年度の第1回以来、41年ぶり2回目

全国障害者芸術・文化祭は、平成15年度の第3回以来、24年ぶり2回目

両文化祭は、障害の有無にかかわらず国民の参加や鑑賞の機会の充実を図るため、一体的に開催されます。都は、文化庁及び厚生労働省と連携・協力しながら、文化事業及び障害者の芸術文化活動支援事業を実施するなど、多くの都民が芸術文化の魅力を実感できる文化祭の実現に向け、取り組んでまいります。

<参考資料>各文化祭の詳細は、別添の文化庁及び厚生労働省の報道発表資料をご参照ください。

別添1:文化庁プレス発表「令和9年度第42回国民文化祭の開催地決定について」

別添2:厚生労働省プレス発表「令和9年度全国障害者芸術・文化祭の開催地決定について」

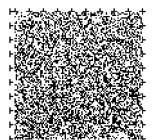
#### 【問合せ先】

(第42回国民文化祭に関すること)

生活文化局 文化振興部 文化事業課 若林・佐藤 電話 03-5000-9119

(第27回全国障害者芸術・文化祭に関すること)

福祉局 障害者施策推進部 企画課 小泉・長岡 電話 03-5320-4155



令和8年5月11日

## 令和9年度第42回国民文化祭の開催地決定について

令和9年度第42回国民文化祭の開催地を、東京都に決定いたしましたので、お知らせします。

### 1. 国民文化祭の概要

国民文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するものです。

### 2. 開催地の決定について

国民文化祭の開催地については、文化庁長官が決定することになっています。令和9年度の国民文化祭の開催地は東京都に決定し、文化庁が主催、東京都が共催という体制で開催いたします。東京都が独自に開催する文化事業との幅広い連携を行い、文化活動全般の機運を高めてまいります。

なお、今般の開催地の決定にあたり、決定通知書交付式は実施いたしません。

### 3. 今後の開催予定について

令和8年度は高知県、令和10年度は愛媛県での開催が決定しています。

<担当>文化庁参事官（芸術文化担当）付  
学校芸術教育室  
室長 堀内 昭彦  
専門官 羽田 良之  
電話：03-5253-4111（代表）内線 5863  
E-Mail：artedu@mext.go.jp

## 「第42回国民文化祭東京大会（仮称）」について

### 1. 趣旨

多彩な文化事業が展開され、文化施設も集積する世界的文化都市である東京を開催地とし、また、文化祭の趣旨に則り、障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、厚生労働省の主催する全国障害者芸術・文化祭と一体的に開催する。

### 2. 事業内容（案）

#### （1）開閉会式

#### （2）分野別フェスティバル

全国各地の民俗芸能、民謡、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及びお茶、お華などの分野ごとに、文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を行う。

#### （3）協賛事業

文化祭に賛同し、その目的に沿った事業を文化祭協賛事業として行う。

### 3. 開催時期

令和9年 秋

#### 【参考】国民文化祭の開催状況一覧

| 回    | 年度  | 開催地 | 回    | 年度  | 開催地    | 回    | 年度    | 開催地    |
|------|-----|-----|------|-----|--------|------|-------|--------|
| 第1回  | S61 | 東京都 | 第16回 | H13 | 群馬県    | 第31回 | H28   | 愛知県    |
| 第2回  | S62 | 熊本県 | 第17回 | H14 | 鳥取県    | 第32回 | H29   | 奈良県    |
| 第3回  | S63 | 兵庫県 | 第18回 | H15 | 山形県    | 第33回 | H30   | 大分県(2) |
| 第4回  | H1  | 埼玉県 | 第19回 | H16 | 福岡県    | 第34回 | R1    | 新潟県    |
| 第5回  | H2  | 愛媛県 | 第20回 | H17 | 福井県    | 第35回 | R2(3) | 宮崎県    |
| 第6回  | H3  | 千葉県 | 第21回 | H18 | 山口県    | 第36回 | R3    | 和歌山県   |
| 第7回  | H4  | 石川県 | 第22回 | H19 | 徳島県    | 第37回 | R4    | 沖縄県    |
| 第8回  | H5  | 岩手県 | 第23回 | H20 | 茨城県    | 第38回 | R5    | 石川県(2) |
| 第9回  | H6  | 三重県 | 第24回 | H21 | 静岡県    | 第39回 | R6    | 岐阜県(2) |
| 第10回 | H7  | 栃木県 | 第25回 | H22 | 岡山県    | 第40回 | R7    | 長崎県    |
| 第11回 | H8  | 富山県 | 第26回 | H23 | 京都府    | 第41回 | R8    | 高知県    |
| 第12回 | H9  | 香川県 | 第27回 | H24 | 徳島県(2) | 第42回 | R9    | 東京都(2) |
| 第13回 | H10 | 大分県 | 第28回 | H25 | 山梨県    | 第43回 | R10   | 愛媛県(2) |
| 第14回 | H11 | 岐阜県 | 第29回 | H26 | 秋田県    |      |       |        |
| 第15回 | H12 | 広島県 | 第30回 | H27 | 鹿児島県   |      |       |        |

(今回決定)

報道関係者 各位

令和8年5月11日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課  
自立支援振興室

室長 補佐

増田 岳史（内線 3089）

障害者文化芸術計画推進官 森 真理子（内線 3079）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2097

## 令和9年度全国障害者芸術・文化祭の開催地決定について

令和9年度全国障害者芸術・文化祭の開催地について、東京都に決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 全国障害者芸術・文化祭の目的

障害者の芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、平成13年度から開催しています。平成29年度から、国民文化祭と一体的に開催しています。

### 2. 開催地の決定について

全国障害者芸術・文化祭の開催地については、一体開催の観点から、国民文化祭開催都道府県としています。今般、令和9年度国民文化祭開催地の東京都への決定を受けて、決定いたしました。

厚生労働省において、各都道府県の協力を得ながら全国各地に整備してきた障害者による文化芸術活動の支援拠点を中心に行われてきた様々な活動やその成果を、情報発信力のある東京から広く発信するため、令和9年度全国障害者芸術・文化祭は厚生労働省が主催します。また、東京都が実施する障害者の芸術文化活動支援事業との幅広い連携を行い、障害者による文化活動全般の機運を高めるために、東京都との共催という体制で開催いたします。

なお、今年度（令和8年度）は高知県、令和10年度は愛媛県での開催が既に決定しています。

# 「第27回全国障害者芸術・文化祭東京大会(仮称)」について

## 1 趣旨

障害者による芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、「全国障害者芸術・文化祭東京大会(仮称)」を開催する。

## 2 事業内容 (案)

### (1) 開閉会式

### (2) 障害者芸術・文化祭

美術作品の展示(絵画、工芸、書、写真等)や舞台芸術の発表(音楽、舞踊、演劇、芸能等)、講演会やワークショップ等の開催。

### (3) 連携事業

障害者芸術・文化祭に賛同し、その目的に沿った事業を連携事業として広報協力等を行う。

## 3 開催日

令和9年 秋

## 【参考】

### 全国障害者芸術・文化祭の開催状況一覧

| 回    | 年度  | 開催地 | 回    | 年度  | 開催地  | 回    | 年度  | 開催地  |
|------|-----|-----|------|-----|------|------|-----|------|
| 第1回  | H13 | 大阪府 | 第11回 | H23 | 埼玉県  | 第21回 | R03 | 和歌山県 |
| 第2回  | H14 | 岐阜県 | 第12回 | H24 | 佐賀県  | 第22回 | R04 | 沖縄県  |
| 第3回  | H15 | 東京都 | 第13回 | H25 | 山梨県  | 第23回 | R05 | 石川県  |
| 第4回  | H16 | 兵庫県 | 第14回 | H26 | 鳥取県  | 第24回 | R06 | 岐阜県  |
| 第5回  | H17 | 山形県 | 第15回 | H27 | 鹿児島県 | 第25回 | R07 | 長崎県  |
| 第6回  | H18 | 沖縄県 | 第16回 | H28 | 愛知県  | 第26回 | R08 | 高知県  |
| 第7回  | H19 | 長崎県 | 第17回 | H29 | 奈良県  | 第27回 | R09 | 東京都  |
| 第8回  | H20 | 滋賀県 | 第18回 | H30 | 大分県  | 第28回 | R10 | 愛媛県  |
| 第9回  | H21 | 静岡県 | 第19回 | R01 | 新潟県  |      |     |      |
| 第10回 | H22 | 徳島県 | 第20回 | R02 | 宮崎県  |      |     |      |

(今回決定)

※平成29年度以降は国民文化祭と一体的な開催としている。